

令和2年7月20日開会

会 議 録

三 島 町 農 業 委 員 会

※仮議長が選出されるまでの間、町長が議事進行を行う。

町長： 本日の総会は、農業委員改選後、最初の会長ならびに職務代理者の互選を行うための総会でありますので、町長名で招集いたしました。

本総会の出席委員は7名であり、過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項で規定する、総会の成立要件を満たしている事をご報告申し上げます。

それでは、会長決定までの進行については仮議長により行いますが、仮議長についてどのような方法での選出がよいかお諮りいたします。

阿部： 前期から継続して委員をされる方で、年長者の長谷川委員を推薦します。

町長： 長谷川委員を推薦する声がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、長谷川委員に仮議長をお願いいたします。

仮議長： 仮議長を務めさせて頂く、長谷川でございます。

委員の皆様には、議席が決まるまで只今の仮議席を指定させて頂きます。それでは、仮議席1番の委員から自己紹介をお願いいたします。

(阿部・五十嵐・大竹・菅家・角田・二瓶委員の順で挨拶をする)

続いて、農業委員会職員の紹介をお願いします。

(事務局長より職員の紹介)

それでは議事に入ります。町長提出議案「三島町農業委員会会長の選任について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局： 農業委員会等に関する法律第5条第1項により「農業委員会に会長を置く」とあります。また、同条第2項により「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。以上の事から、委員の互選により会長を選任するものです。

仮議長： 選任するにあたり、どのような方法で選出すべきかお諮りします。

参考まで、前回はどのような方法で選出したかを事務局に尋ねます。

事務局： 前は、選考委員4名を立てて選出を行ってあります。

仮議長： 他に提案がなければ、選考委員4名による選出でよろしいですか。

(異議なし)

それでは、選考委員4名での選出といたします。続いて選考委員への立候補や推薦はございますか。

五十嵐： 仮議長の指名でお願いします。

仮議長： それでは指名いたします。阿部委員・五十嵐委員・二瓶委員・大竹委員にお願いします。なお、選考結果を発表する委員についても、併せて協議願います。それでは選考のため、暫時休議いたします。

(休議)

仮議長： 協議を再開いたします。会長の選任について、選考委員より発表願います。

五十嵐： 選考委員による協議の結果、阿部委員を会長に推薦いたします。

仮議長： 只今、阿部委員を会長に推薦するとの協議結果が出されましたが、ご異議等ございませんか。

(異議なし)

ご異議ないものと認め、阿部委員を会長と決定いたします。

以上で町長提出議案の協議を終了いたします。ここまでの進行で仮議長の任を解かせて頂きます。

事務局長： ありがとうございます。以降の議事進行につきましては、三島町農業委員会会議規則第4条の規定により、阿部会長にお願いいたします。なお、町長公務のため、ここで退席させていただきます。

議長： それでは提出議案の審議に入ります。会長提出議案第6号「委員議席の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 三島町農業委員会会議規則第7条により、「くじ」で議席を定める事となります。くじの方法は、まず「予備くじ」を仮議席順に引き、次に「予備くじ」の順に「本くじ」を引いて頂き、その番号が議席番号となります。

(くじによる議席の決定)

事務局長： くじの結果を申し上げます。

1 番 二瓶委員、2 番 阿部委員、3 番 長谷川委員、5 番 角田委員、
6 番 菅家委員、7 番 大竹委員、8 番 五十嵐委員

以上のように決定しました。委員の皆様は席のご移動をお願いします。

議 長： 会議録指名委員を指名します。1 番 二瓶委員・3 番 長谷川委員にお願い
します。

次に会期の決定についてお諮りいたします。本日の会議は一日のみといた
しますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め、会期は本日一日のみと決定いたしました。

続いて、議案第 7 号「三島町農業委員会職務代理者の選出について」を議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項および三島町農業委員会会議規則
第 1 6 条により「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した
者がその職務を代理する」と規定されており、また、三島町農業委員会会議
規則第 1 6 条第 2 項により「前項の代理者はあらかじめ互選しておくことが
できる」と規定されております。

議 長： 職務代理者の選出について、どのような方法が良いかお諮りいたします。

8 番： 会長指名でお願いいたします。

議 長： 会長指名とのご意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは指名いたします。会長職務代理者に、1 番 二瓶委員を指名いたし
ます。よろしくお願いいたします。

続いて、議案第 8 号「現況確認に係る現地調査員等の選出について」を議題
とします。事務局の説明を求めます。

事務局： 福島県現況証明等交付事務取扱要領第 3 の 6 により、「現況証明申請書の提
出があったときは、農業委員 3 人以上と農業委員会事務局職員により現地調

査を実施し、総会で証明の可否を決定する。」とあります。また、農地法第4条および5条による農地転用の案件において現地調査を要する場合に現地調査員として調査して頂くものがあります。なお、これまでは会長のほか、2名の方に現地調査員としてお願いしておりました。

議長： それでは、現地調査員の人数と選出方法についてお諮りします。

8 番： 調査員は2名で、会長が指名してはどうか。

議長： 調査員2名を会長が指名とのご意見でしたが、他にございませんか。

(異議なし)

異議なしとの事でしたので、現地調査員は5番 角田委員、8番五十嵐委員を会長指名いたします。

次に、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行います。五十嵐推進委員、前へお進み下さい。

(委嘱状交付)

新たに農地利用最適化推進委員となられた方より、ご挨拶を頂戴します。

(五十嵐推進委員の挨拶)

農地利用最適化推進委員となられたお2人には、これからの農業委員会においてご助力を頂きますよう、よろしく願いいたします。

続いて委員の担当地区について協議いたします。事務局説明を求めます。

事務局： まず、地区担当制について説明いたします。地区担当制とは、農業委員会において担当する地区を決め、その地区で農地法に係る各種申請があった場合に担当の委員が調査・訪問し、定例会等で申請の可否を決める際にご意見を頂くものです。

今回、新たに委員になられた方もおり、また、委員のいない地区もございますので、農地利用最適化推進委員の方も含めまして、担当地区を決めて頂きたいと思っております。なお、担当して頂きたい地区につきましては、別紙のとおりであります。

議長： 只今の事務局の説明のとおり、委員の皆様にはそれぞれの地区について担当して頂きます。それぞれの担当地区について協議する前に、事務局の案に

ついて伺いたいと思います。事務局説明願います。

事務局： 地区担当の事務局案について提案させていただきます。

1 番 二 瓶 委員が、西方・名入・小山・大石田地区。

2 番 阿 部 委員が、滝原・早戸地区。

3 番 長谷川 委員が、川井・高清水地区。

5 番 角 田 委員が、大登・桑原地区。

6 番 菅 家 委員が、宮下・荒屋敷地区。

7 番 大 竹 委員が、滝谷・桧原地区。

8 番 五十嵐 委員が、大谷・浅岐・間方地区。

五十嵐 推進委員が、旧西方村地区。

菅 家 推進委員が、旧宮下村地区。以上であります。

議 長： 事務局案では、各委員の出身地区プラス近隣1地区で選考しております。推進委員については、旧町村単位を担当して頂きたいと思います。只今の事務局案に、ご意見や要望等ございますか。

5 番： 事務局案で構わないが、後で担当地区のリストを頂きたい。

議 長： 他にございませんか。それでは、只今の事務局案についてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、委員の担当地区については事務局案のとおりで行きたいと思えます。事務局は、各委員の担当地区のリストを準備してください。

続いて、農業者年金の加入促進部長の選任について協議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 加入促進部長は、農業者年金の加入促進等を目的とし、会長または職務代理人より選任する事となります。なお、前回は会長にお願いしていた次第であります。

議 長： 只今の説明のとおり、農業者年金の加入促進部長は例年会長が務めておりましたが、引き続き会長が務める事でご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、農業者年金の加入促進部長は会長が務める事とします。

次に、議案第9号「農地利用集積計画について」を議題といたしますが、本件には付帯事項がございます。事務局の説明を求めます。

事務局： 本件につきましては、農地中間管理機構を介した賃貸借契約となりますので、本契約の可否とあわせて協議頂きたく存じます。（農業法人解散に伴い、賃貸借農地を既存の農業法人が新たに契約する事について説明）

議長： 只今の説明のとおり、解散した農業法人が借りていた農地を既存農業法人が引き継ぐ事と、農地利用集積計画についてはご意見ございませんか。

8 番： 事務局とは予め話していたが、昨年春の議題で挙げられた、町内農業法人が借りていた農地の運用状況はどうか。町民は預けた農地が荒れていないか心配している。

事務局： （ 昨年度の集積計画で農業法人が借りた農地の状況について説明 ）
昨年度に契約した農地は、すべて作付ないし保全がされております。

8 番： 既存の農業法人は町が出資しているため、農地を荒らせば町の信用にも関わる。町からも適切に指導するよう求める。

議長： 他にご意見等ございませんか。それでは、議案第9号「農地利用集積計画について」賛成の委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

議案第9号は全会一致で可決決定いたしました。

続いて、議案第10号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局、説明を求めます。

事務局： （ 現況確認証明申請2件について説明 ）

事務局： 今回、現地調査にあたった長谷川委員に意見を求めます。

3 番： （ 意見陳述 ）

2件のいずれの地番も農地への復旧・運用は困難であると思われます。

議長： 只今の内容について、ご意見等ございますか。それでは、議案第10号「現況確認証明申請について」賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全会一致、可決決定いたしました。本日提出の議題はすべて終了しました。続いて、その他に入ります。「8月総会日程および農地パトロール日程について」事務局、説明を求めます。

事務局： (8月総会日程および農地パトロール日程について説明)

議長： まず、日程から決めたいと思います。8月21日の朝8時に役場を出発し、午前に農地パトロール、午後に総会の日程で実施したいと思いますが、都合の悪い方はありますか。居ないようですので、次回は農地パトロールと総会を8月21日に開催いたします。

続いて班編制について協議したいと思います。まずは、事務局案について報告して頂きます。

事務局： 事務局案をご報告いたします。

1班は阿部会長、大竹委員、角田委員、長谷川委員、菅家推進委員。

2班は二瓶職務代理、五十嵐委員、菅家委員、五十嵐推進委員。以上の編成を提案いたします。

議長： 只今の事務局案について、ご意見のある方ありませんか。

8番： 1班は旧宮下村、2班は旧西方村をまわるわけだが、エリアの広さが違うため、終了時刻に差が出てくる。また、新たに加入した委員は特に、慣れない土地を見てもピンとこないと思うので、視察コースと人数を見直し、かかる時間が同じになるよう調整してはどうか。

議長： 各委員が出身地区の実情を把握し、予め重点的に見るポイントを押さえておく事で、効率的な視察ができるのではないかと考えます。また今回、五十嵐委員の担当は地元ではない2班となりましたが、1班には菅家推進委員もおりますので、今回は新規加入した委員への指南をお願いしたいと思います。よろしいですか。

8 番： わかりました。

議 長： 他にご意見等ございませんか。それでは、8月の農地パトロールについては、8月21日の午前8時より、こちらの班編制で行きたいと思います。

以上で予定されていた協議内容はすべて終了しましたが、その他で委員の皆さんから何かございますか。なければ、事務局からはございませんか。

事務局： 事務局から3つ程、説明させていただきます。

※委員バッジ、農業委員手帳、活動用品等の配布物について

※農業委員会積立金について

※農業委員の初顔合わせ会の中止について

議 長： 只今の事務局の説明にご意見のある方はおりますか。

7 番： 農業委員会積立金については、今期は都度集金する形にしてはどうか。

議 長： 他の委員の方、いかがですか。

(異議なし)

それでは、月々の積立金は取らずに、必要に応じて支払う形にしたいと思います。

他にございませんか。無ければ、本日の農業委員会を終了いたします。永らくの審議、お疲れ様でした。

以上会議次第は、書記が記載したものであるが、相違ないことを証明するため署名する。

令和2年7月20日

三島町農業委員会

会 長 阿部通利

議事録署名人 二瓶長雄

議事録署名人 長谷川秋義